

## 10. 友愛援助事業実施要項

(2015年<平成27年>12月1日改定)

(2020年<令和2年>5月11日改定)

(友愛援助)

第1条 ベルマーク財団は、運動参加団体に対して、各参加団体名義のベルマーク預金からの寄付を募り、それを原資の一部として、国内外の子どもたちの教育環境の整備・充実等を目的とした援助を実施することができる。これを「ベルマーク友愛援助」と称する。

(対象となる事業)

第2条 次のような事業が「友愛援助」の対象となる。

- (1) 災害や自治体の財政破綻等で、教育環境が急激に悪化し、その復旧が急がれる国内外の子どもたちに対する緊急援助（「緊急友愛援助」）。
- (2) 国内外の子どもたちを支援する団体や施設等が、財団の友愛援助対象事業募集に応募し、財団の援助先決定機関が公正に選んだ事業（「公募型友愛援助」）。

(「緊急友愛援助」)

第3条 子どもたちの教育環境の復旧が急がれると財団の援助先決定機関が判断した場合、財団は独自に「緊急友愛援助」を募ることができる。結果を、理事会に報告し、承認を得ることとする。

2 次年度以降も援助の継続が必要な場合、理事会の承認を得て、通常の「友愛援助」として寄付金募集を継続することができる。

3 海外援助の場合は、現地で活動する NGO 及び NPO 等の団体や法人に委託することができる。

(「公募型友愛援助」事業の公募)

第4条 「公募型友愛援助」については、財団は、対象となる事業をベルマーク新聞及び財団ホームページ等で公募する。

2 募集期間は、毎年4月から翌年1月末日までとする。

3 応募には、財団指定の申請書及び援助対象年度（翌々年度）の事業計画書、及び過去の事業の実績を示す資料を提出しなければならない。

4 上記事業計画書には、援助金の使途計画を盛り込まなければならない。ただし、人件費及び事務所の賃貸料、水道光熱費等の維持経費は含めてはならない。

(「公募型友愛援助」の応募資格)

第5条 国内外の子どもたちを支援する団体や施設等で、事業実績のある、以下に掲げる

要件に該当する団体、法人とする。

- (1) 日本国内に事務所を要するもの
- (2) 非営利の団体または法人であること
- (3) 援助の対象となる事業を実施し、管理する能力を有すること。とくに海外については現地で活動できる団体、法人であること。

(「公募型友愛援助」応募数の制限)

第6条 当該年度の応募は1団体、法人について、1事業とする。

(「公募型友愛援助」対象事業の選定)

第7条 「公募型友愛援助」の対象となる事業は、第4条に基づいて応募があった事業の中から、財団の援助先決定機関が選定し、理事会の承認を得るものとする。

- 2 友愛援助の対象事業は、各年度10事業以内とする。
- 3 同一事業の継続は3年を限度とする。ただし、成果が顕著で継続することが成果をさらに高めると判断される場合は、この限りではない。
- 4 3年以上の継続を希望する事業については、財団に過去3年間の実績等を示し、申請するものとする。
- 5 対象事業のうち寄付金額が極端に少ないなど、募集にふさわしくないと判断された事業は、援助先決定機関の判断で、翌年度から除外することができる。

(寄付金の受け付け)

第8条 財団は友愛援助対象事業をベルマーク運動参加団体に告知し、以下の要領で寄付金を受け付ける。

- (1) 参加団体は、財団の友愛援助寄付申込書に、寄付する対象事業及び寄付金額を明記し、参加団体名、学校長名、校長職印等必要な事項に署名、押印のうえ、財団に申請する。
- (2) 二つ以上の対象事業に寄付することもできる。
- (3) 「緊急友愛援助」を除く、寄付金の募集期間は、毎年4月から翌年1月末までとする。

(寄付金の受領)

第9条 財団は、寄付申請があった当該参加団体のベルマーク預金口座から、寄付申請額を引き落とすとともに、「受領証」を当該参加団体宛に送付する。

(「公募型友愛援助」事業に対する援助額の決定)

第10条 各事業への援助額は、友愛援助寄付金に、一般寄付等を加えて決定する。

- 2 1事業あたりの援助額は参加団体からの寄付金額を参考に、原則200万円を上限とする。
- 3 援助額は、財団の援助先決定機関が決定し、理事会の承認を得るものとする。

(「公募型友愛援助」事業への援助金支払いと同事業の実施期間)

第 11 条 財団は前条で決定した援助金を、友愛援助募集翌年の 4 月以降に対象団体・法人口座宛に振り込む。それを受領した当該団体・法人は、できるだけ速やかに受領証を財団に送付するとともに、援助対象事業を同年度内に実施する。

(事業内容の変更)

第 12 条 「公募型友愛援助」では、事業内容の大幅な変更及び援助金の目的外使用は認めない。

(報告書の提出)

第 13 条 「公募型友愛援助」対象団体は、事業終了後すみやかに、援助金の具体的な使途明細（人件費などは不可）や実施事業の詳細などを含む事業報告書を財団に提出しなければならない。

2 報告書の提出がない場合及び実施内容が不十分と判断された場合、財団は該当団体、法人の翌年度の公募資格を取り消すことができる。